

山梨県公報

号外第四十三号

令和四年

十月二十一日

金 曜 日

目 次

条 例

○山梨県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例……………一

条例のあらまし

○ 山梨県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例 (条例第四十七号) (人事課)

1 地方公務員法等の一部改正に鑑み、職員の定年の引上げ等について次の改正を行うこととした。

(一) 山梨県職員の定年等に関する条例及び山梨県費負担教職員の定年等に関する条例の一部改正

(1) 令和五年度より、職員の定年を六十歳から六十五歳まで、二年に一歳ずつ段階的に引き上げる。

(2) 管理監督職の職員を、原則として六十歳に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間に管理監督職以外の職に降任等をさせる制度(管理監督職務上限年齢制)を設ける。

(3) 六十歳に達した日以後定年前に退職した職員を、常勤職員の定年退職日に当たる日までの間、短時間勤務の職で再任用することができる制度(定年前再任用短時間勤務制)を設ける。

(4) 任命権者は、職員が六十歳に達する日の属する年度の前年度に、当該職員に対し、六十歳に達する日以後の任用、給与及び退職手当に関する情報を提供するとともに、六十歳に達する日の翌日以後の勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(5) その他所要の改正を行う。

(二) 山梨県職員給与条例、山梨県学校職員給与条例及び山梨県警察職員給与条例の一部改正

(1) 当分の間、職員の給料月額、職員が六十歳に達した日後の最初の四月一日以

後、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額(三)(2)において「七割措置」という。)とする。

(2) その他所要の改正を行う。

(三) 山梨県職員の退職手当に関する条例の一部改正

(1) 六十歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当は、当分の間、退職事由を定年退職として算定する。

(2) 職員が給料月額の七割措置を受けた場合及び管理監督職務上限年齢制による降任等により給料月額が減額される場合における退職手当の算定について、これらの事由により給料月額が減額される日までの期間は、減額前の給料月額で退職手当を算定するものとする。

(3) その他所要の改正を行う。

(四) 山梨県職員の再任用に関する条例及び山梨県費負担教職員の再任用に関する条例を廃止する。

(五) その他関係条例について所要の改正を行う。

2 この条例は、一部を除き、令和五年四月一日から施行することとした。

条 例

山梨県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例をここに公布する。

令和四年十月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第四十七号

山梨県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(山梨県職員の定年等に関する条例の一部改正)

第一条 山梨県職員の定年等に関する条例(昭和五十九年山梨県条例第七号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 定年制度(第二条―第五条)

第三章 管理監督職務上限年齢制(第六条―第十一条)

第四章 定年前再任用短時間勤務制(第十二条・第十三条)

第五章 雑則(第十四条)

附則

第一章 総則

第一条中「第二十八条の二第一項及び第二項（これらの規定を地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十八条の二第三項並びに第二十八条の三を」。以下「法」という。）第二十八条の四第一項及び第二項、第二十一条の五第一項、第二十八条の二、第二十八条の五、第二十八条の六第一項から第三項まで並びに第二十八条の七並びに警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条の四第二項」に改め、「設立した地方独立行政法人法」の下に「（平成十五年法律第百十八号）」を加え、「及び第五条」を、「第五条、第六条、第八条、第十条及び第十二条」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第二章 定年制度

第三条中「六十年」を「六十五年」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、別表に掲げる施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢七十年とする。

第四条第一項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続き」を「引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第九条の規定により異動期間（同条第一項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第一項又は第二項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第六条に規定する職をいう。以下この条及び第三章において同じ。）を占めている職員については、第九条第一項又は第二項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えない。

第四条第一項第一号中「その」を「当該」に改め、「より」の下に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同条第二号中「、その」を「、当該」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同条第三号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第二項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に、「一年」を「これらの期限の翌日から起算して一年」に改め、同条ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の下に「（同条ただし書に規定する職

員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第三項中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第四項中「任命権者は」の下に「、第一項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第二項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第一項の事由が存しなくなつた」を「第一項各号に掲げる事由がなくなつた」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

第三章 管理監督職務上限年齢制

（管理監督職務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第六条 法第二十八条の二第一項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職（別表に掲げる施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。

- 一 山梨県職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第三十九号）第十一条の二第一項、山梨県学校職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第四十号）第十一条の二第一項及び山梨県警察職員給与条例（昭和二十九年山梨県条例第四十三号）第十二条の二第一項に規定する管理職手当を支給される職員の職
- 二 警察法第六十二条に規定する警視又は警部の階級にある山梨県警察の警察官（前号に掲げる職を除く。）
- 三 前二号に掲げる職のほか、これらに準ずる職として人事委員会規則（特定地方独立行政法人の職員にあつては、当該特定地方独立行政法人の規程）で定める職（管理監督職務上限年齢）

第七条 法第二十八条の二第一項に規定する管理監督職務上限年齢は、年齢六十年とする。

（他の職への降任等を行うに当たつて遵守すべき基準）

第八条 任命権者は、法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たつては、法第十三条、第十五条、第二十三条の三、第二十七条第一項及び第五十六条に定めるものほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

一 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第十条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第十五条の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力（次条第三項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

二 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

三 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第一号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

2 前項の規定は、警察法第五十六条の四第一項の規定による任命について準用する。この場合において、前項中「任命権者」とあるのは「山梨県警察本部長」と、「法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）」とあるのは「警察法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官（以下単に「特定地方警務官」という。）」に対し、同法第五十六条の四第一項の規定による任命（以下「特定任命」という。）と、同項第一号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）」（以下この条及び第十条において「降任等」という。）とあるのは「特定任命」と、「降任等」とあるのは「特定任命」と、同項第二号中「職員」とあるのは「特定任命」と、同項第三号中「当該職員」とあるのは「当該特定地方警務官」と、「他の職への降任等」とあるのは「特定任命」と、「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「上位職職員」とあるのは「上位職特定地方警務官」と、「降任等をした」とあるのは「特定任命をした」と、「降任等」とあるのは「特定任命」と読み替えるものとする。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の特例）

第九条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第三項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

一 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

二 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

三 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第四項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

3 任命権者は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間（これらの規定により

延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前三項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第十条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第三項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならぬ。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第十一条 任命権者は、第九条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第四章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第十二条 任命権者は、年齢六十年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢六十年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢六十年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第十三条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、県が加入する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合又は広域連合の年齢六十年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第五章 雑則

第十四条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則(特定地方独立行政法人の職員にあつては、当該特定地方独立行政法人の規程)で定める。附則第四項を附則第八項とし、附則第三項を附則第七項とし、附則第二項の次に次の四項を加える。

(定年に関する経過措置)

3 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第三条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「六十五年」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年

4 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間において、山梨県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年山梨県条例第四十七号。以下この項及び次項において「令和四年改正条例」という。)第一条の規定による改正前の山梨県職員の定年等に関する条例第三条ただし書に規定する職員に対する第三条第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「七十年」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十六年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十九年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに第三条第二項及び令和四年改正条例第一条の規定による改正前の山梨県職員の定年等に関する条例第三条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢六十年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかつた者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする）とともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

6 山梨県警察本部長は、当分の間、警察法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官が年齢六十年に達する日の属する年度の前年度において、当該特定地方警務官に対し、当該特定地方警務官が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする）とともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

別表中「第三条関係」を「第三条、第六条関係」に改める。

（山梨県費負担教職員の定年等に関する条例の一部改正）

第二条 山梨県費負担教職員の定年等に関する条例（昭和五十九年山梨県条例第八号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 定年制度（第二条―第五条）

第三章 管理監督職務上限年齢制（第六条―第十一条）

第四章 定年前再任用短時間勤務制（第十二条・第十三条）

第五章 雑則（第十四条）

附則

第一章 総則

第一条中「」第二十八条の二第一項から第三項まで及び第二十八条の三」を「。以下

下「法」という。）第二十二條の四第一項及び第二項、第二十二條の五第一項、第二十八條の二、第二十八條の五、第二十八條の六第一項から第三項まで並びに第二十八條の七」に改め、同條の次に次の章名を付する。

第二章 定年制度

第三条中「六十年」を「六十五年」に改める。

第四条第一項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その県費負担教職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該県費負担教職員に」に、「定め、その」を「定め、当該」に、「職務」を「定年退職日において従事している職務」に、「引き続きいて」を「引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第九条の規定により異動期間（同条第一項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第一項又は第二項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した県費負担教職員であつて、定年退職日において管理監督職（第六条に規定する職をいう。以下この条及び第三章において同じ。）を占めている県費負担教職員については、第九条第一項又は第二項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該県費負担教職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

第四条第一項第一号中「その」を「当該」に改め、「より」の下に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第二号中「、その」を「、当該」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第三号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第二項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に、「一年」を「これらの期限の翌日から起算して一年」に改め、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の下に「（同項ただし書に規定する県費負担教職員にあつては、当該県費負担教職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第三項中「引き続きいて」を「引き続き」に改め、同条第四項中「任命権者は」の下に「、第一項の規定により引き続き勤務することとされた県費負担教職員及び第二項の規定により期限が延長された県費負担教職員について」を加え、「第一項の事由が存しなくなつた」を「第一項各号に掲げる事由がなくなつた」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の三章を加える。

第三章 管理監督職務上限年齢制

(管理監督職務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第六条 法第二十八条の二第一項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- 一 山梨県学校職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号)第十一条の二第二項に規定する管理職手当を支給される職員の職
- 二 前号に掲げる職のほか、当該職に準ずる職として人事委員会規則で定める職

(管理監督職務上限年齢)

第七条 法第二十八条の二第一項に規定する管理監督職務上限年齢は、年齢六十年とする。

(他の職への降任等を行うに当たつて遵守すべき基準)

第八条 任命権者は、法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たつては、法第十三条、第十五条、第二十三条の三、第二十七条第一項及び第五十六条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- 一 当該県費負担教職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第十条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第十五条の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力(次条第三項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- 二 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職務上限年齢が当該県費負担教職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- 三 当該県費負担教職員の他の職への降任等をする際に、当該県費負担教職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める県費負担教職員(以下この号において「上位職県費負担教職員」という。)(他の職への降任等もする場合に、第一号に掲げる基準に従つた上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職県費負担教職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

第九条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める県費負担教職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該県費負担教職員が占める管

理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある県費負担教職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第三項において同じ。)(当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める県費負担教職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。)

一 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該県費負担教職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

二 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該県費負担教職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

三 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該県費負担教職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)(が延長された管理監督職を占める県費負担教職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある県費負担教職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第四項において同じ。)(で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該県費負担教職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。)

3 任命権者は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)(に属する管理監督職を占める県費負担教職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる県費負担教職員(当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達した県費負担教職員を除く。)(の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当

該県費負担教職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該県費負担教職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている県費負担教職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該県費負担教職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める県費負担教職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前三項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める県費負担教職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る県費負担教職員の同意）

第十条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第三項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ県費負担教職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第十一条 任命権者は、第九条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第四章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第十二条 任命権者は、年齢六十年に達した日以後に退職（臨時的に任用される県費負担教職員その他の法律により任期を定めて任用される県費負担教職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢六十一年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づき選考により、短時間勤務の職（当該職を占める県費負担教職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める県費負担教職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。

る。ただし、年齢六十一年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職相当日（短時間勤務の職を占める県費負担教職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第十三条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、県が加入する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合又は広域連合の年齢六十一年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づき選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第五章 雑則

第十四条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則に次の二項を加える。

（定年に関する経過措置）

3 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「六十五年」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

4 任命権者は、当分の間、県費負担教職員（臨時的に任用される県費負担教職員その他の法律により任期を定めて任用される県費負担教職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢六十年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に県費負担教職員でなかつた者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された県費負担教職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた県費負担教職員（以下この項において「末日経過県費負担教職員」という。））

担教職員」という。)を除く。)にあつては、当該県費負担教職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過県費負担教職員にあつては、当該県費負担教職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)において、当該県費負担教職員に対し、当該県費負担教職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

第三十二条 (山梨県職員給与条例の一部改正)

第三条 山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第八条の七及び第八条の八を次のように改める。

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第八条の七 法第二十二條の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第七条の二第二項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員に属する職務の級に応じた額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる数を乗じて得た額とする。

一 県職員勤務時間条例が適用される定年前再任用短時間勤務職員 県職員勤務時間条例第二條第三項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

二 学校職員勤務時間条例が適用される定年前再任用短時間勤務職員 学校職員勤務時間条例第三條第三項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

第八条の八 削除

第十五條第一項第一号及び第二号中「以下」の下に「この条において」を加え、同条第二項第一号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に、「運賃等相当額」を「この号及び第四項において「運賃等相当額」に改め、同号ただし書中「得た額(以下)」を「得た額(以下この号において)」に、「その者」を「当該職員」に改め、同項第二号及び第三号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第四項中「以下」を「第一号及び次項において」に、「第二項第一号に定める額」を「運賃等相当額」に改め、同項第一号中「その者」を「当該職員」に改める。

第二十六條第一項中「には正規」を「には、正規」に、「場合は」を「場合には」

に改め、同条第二項中「第四条又は」を「第四条第一項又は」に、「第五条の」を「第五条第一項の」に改め、同条第三項及び第四項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第五項中「(第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第六項中「場合は」を「場合には」に改める。

第三十條中「並びに附則第八項及び第九項第一号」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第三十二條第一項中「第三十三條」を「第三十三條第二項各号」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第三項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第三十三條第一項中「この条」を「この項から第三項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第二項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第三十三條の二第二項中「第十二條」を「第八条、第八条の四、第八条の五、第十二條」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第二項中「基いてなされた」を「基づいて行われた」に改める。

附則第四項中「取扱」を「取扱い」に、「但し、その者」を「ただし、当該未帰還職員」に改める。

附則第五項中「にあつては」を「には」に改める。

附則に次の十項を加える。

8 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日(附則第十一項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第七条の二第二項の規定により当該職員に属する職務の級並びに第八条、第八条の四並びに第八条の五第二項及び第三項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)とする。

9 育児短時間勤務職員等に対する前項の規定の適用については、同項中「」とする」とあるのは、「」に、第八条の六各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる数を乗じて得た額とする」とする。

10 前二項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

二 山梨県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年山梨

県条例第四十七号) 第一条の規定による改正前の山梨県職員の定年等に関する条例(昭和五十九年山梨県条例第七号) 第三条ただし書に規定する職員に相当する職員

三 山梨県職員の定年等に関する条例第九条第一項又は第二項の規定により法第二十八条の第二項に規定する異動期間(同条例第九条第一項又は第二項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第六条に規定する職を占める職員

四 山梨県費負担教職員の定年等に関する条例(昭和五十九年山梨県条例第八号) 第九条第一項又は第二項の規定により法第二十八条の第二項に規定する異動期間(同条例第九条第一項又は第二項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第六条に規定する職を占める職員

五 山梨県職員の定年等に関する条例第三条第二項に規定する職員

六 山梨県職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員(同条例第二条に規定する定年退職日において前二項の規定が適用されていた職員を除く。)

七 山梨県費負担教職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員(同条例第二条に規定する定年退職日において前二項の規定が適用されていた職員を除く。)

11 法第二十八条の第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第十三項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第八項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第八項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

12 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第七条の第二項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第七条の第二項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」と

する。

13 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第八項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第十一項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前二項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

14 附則第十一項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第八項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前三項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

15 附則第十一項又は前二項の規定による給料を支給される職員に対する第二十四条の第十八第二項及び第三十二条第四項(第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第十一項、第十三項又は第十四項の規定による給料の額との合計額」とする。

16 附則第七項の規定にかかわらず、当分の間、附則第八項及び第九項の規定により職員が受ける給料月額並びに附則第十一項、第十三項及び第十四項の規定により支給する給料の額は、これらの規定により算出された給料月額及び給料の額に、それぞれ当該給料月額及び当該給料の額に百分の〇・七五を乗じて得た額(その額に一元未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額を加算した額とする。

17 附則第八項から前項までに定めるもののほか、附則第八項の規定による給料月額、附則第十一項の規定による給料その他附則第八項から前項までの規定の施行に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
別表第一再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	

別表第二イの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円
	296,200	338,600	393,000	466,000

別表第二口の表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

別表第二ハの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

別表第三再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額				
	円	円	円	円	円
	217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

別表第四再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額					
	円	円	円	円	円	円
	201,500	241,000	255,300	288,400	315,100	356,800

(山梨県学校職員給与条例の一部改正)

第四条 山梨県学校職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第八条の三及び第八条の四を次のように改める。

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第八条の三 地方公務員法第二十二条の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第五条の三第二項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、当該各号に掲げる数を乗じて得た額とする。

一 県職員勤務時間条例が適用される定年前再任用短時間勤務職員 県職員勤務時間条例第二第三項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

二 学校職員勤務時間条例が適用される定年前再任用短時間勤務職員 学校職員勤務時間条例第三第三項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

第八条の四 削除

第十四条第一項第一号及び第二号中「以下」の下に「この条において」を加え、同条第二項第一号中「算出したその者」を「算出した当該教育職員」に改め、「相当する額(以下)」の下に「この号及び第四項において」を加え、同号ただし書中「以下」の下に「この号において」を加え、「その者」を「当該教育職員」に改め、同項第二号及び第三号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第四項中「(以下)」を「(第一号及び次項において)」に、「第二項第一号に定める額」を「運賃等相当額」に、「以下同じ」を「第一号及び次項において同じ」に改め、同項第一号中「その者」を「当該教育職員」に改める。

第十六条の六第一項及び第十六条の七第一項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「その者」を「当該教育職員」に改める。

第十九条中「並びに附則第八項及び第九項第一号」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十二条第二項中「第二十二条の四」を「第二十二条の四第二項各号」に、「その者」を「当該教育職員」に改め、同条第三項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十二条の四第一項中「この条」を「この項から第三項まで」に、「その者」を

「当該教育職員」に改め、同条第二項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十二条の六第二項中「第十一条の三」を「第六条、第七条の四、第八条、第十条の三」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第二項中「なされた」を「行われた」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

附則第四項中「取扱」を「取扱い」に改める。

附則第五項中「にあつては」を「には」に改める。

附則に次の十項を加える。

8 当分の間、教育職員の給料月額は、当該教育職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日(附則第十一項において「特定日」という。)以後、当該教育職員に適用される給料表の給料月額のうち、第五条の三第二項の規定により当該教育職員の属する職務の級並びに第六条、第七条の四並びに第八条第二項及び第三項の規定により当該教育職員の受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)とする。

9 育児短時間勤務職員等に対する前項の規定の適用については、同項中「とす」とあるのは、「」に、第八条の二各号に掲げる教育職員の区分に応じて、当該各号に掲げる数を乗じて得た額とする」とする。

10 前二項の規定は、次に掲げる教育職員には適用しない。

一 臨時的に任用される教育職員その他の法律により任期を定めて任用される教育職員及び非常勤の教育職員

二 山梨県職員の定年等に関する条例(昭和五十九年山梨県条例第七号)第九条第一項又は第二項の規定により地方公務員法第二十八条の二第一項に規定する異動期間(同条例第九条第一項又は第二項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第六条に規定する職を占める教育職員

三 山梨県県費負担教職員の定年等に関する条例(昭和五十九年山梨県条例第八号)第九条第一項又は第二項の規定により地方公務員法第二十八条の二第一項に規定する異動期間(同条例第九条第一項又は第二項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第六条に規定する職を占める教育職員

四 山梨県職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している教育職員(同条例第二条に規定する定年退職日において前二項の規定が適用されていた教育職員を除く。)

五 山梨県県費負担教職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定に

より勤務している教育職員（同条例第二条に規定する定年退職日において前二項の規定が適用されていた教育職員を除く。）

- 11 地方公務員法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた教育職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第十三項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける教育職員のうち、特定日に附則第八項の規定により当該教育職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該教育職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる教育職員（人事委員会規則で定める教育職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第八項の規定により当該教育職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 12 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される教育職員の受ける給料月額との合計額が第五条の三第二項の規定により当該教育職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第五条の三第二項の規定により当該教育職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該教育職員の受ける給料月額」とする。

- 13 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教育職員（附則第八項の規定の適用を受ける教育職員に限り、附則第十一項に規定する教育職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される教育職員との権衡上必要があると認められる教育職員には、当分の間、当該教育職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前二項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

- 14 附則第十一項又は前項の規定による給料を支給される教育職員以外の附則第八項の規定の適用を受ける教育職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される教育職員との権衡上必要があると認められる教育職員には、当分の間、当該教育職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前三項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

- 15 附則第十一項又は前二項の規定による給料を支給される教育職員に対する第十六条の六第一項、第十六条の七第一項及び第二十二条第五項（第二十二条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第十一項、第十三項又は第十四項の規定によ

る給料の額との合計額」とする。

- 16 附則第七項の規定にかかわらず、当分の間、附則第八項及び第九項の規定により教育職員が受ける給料月額並びに附則第十一項、第十三項及び第十四項の規定により支給する給料の額は、これらの規定により算出された給料月額及び給料の額に、それぞれ当該給料月額及び当該給料の額に百分の〇・七五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額を加算した額とする。

- 17 附則第八項から前項までに定めるもののほか、附則第八項の規定による給料月額、附則第十一項の規定による給料その他附則第八項から前項までの規定の施行に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第一再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

年 前 再 用 任 用 短 時 間 勤 務 員	基 準 給料月額				
	円	円	円	円	円
	234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

別表第二再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

年 前 再 用 任 職 員	基 準 給料月額				
	円	円	円	円	円
	225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

別表第三再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

年 前 再 用 任 職 員	基 準 給料月額				
	円	円	円	円	円
	247,700	293,300	310,700	375,600	469,000

(山梨県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第五条 山梨県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和二十七年山梨県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「とする」を「並びに法第二十八条の二第一項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合において、降格することをいう。）」とするに改める。

第三条中「降任された」を「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた」に、「該当する場合において」を「該当し」に、「ときは」を「場合は」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の二項を加える。

(降給に関する経過措置)

2 山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)附則第八項、山梨県学校職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号)附則第八項又は山梨県警察職員給与条例(昭和二十九年山梨県条例第四十三号)附則第十項の規定の適用を受ける職員に対する第二条の規定の適用については、当分の間、第二条中「とする」とあるのは、「並びに山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)附則第八項、山梨県警察職員給与条例(昭和二十九年山梨県条例第四十三号)附則第十項又は山梨県警察職員給与条例(昭和二十九年山梨県条例第四十三号)附則第十項の規定による降給とする」とする。

3 第五条第二項の規定は、山梨県職員給与条例附則第八項、山梨県学校職員給与条例附則第八項又は山梨県警察職員給与条例附則第十項の規定による降給の場合には適用しない。この場合において、これらの規定の適用を受ける職員には、人事委員会規則の規定により、これらの規定の適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。

(山梨県職員の懲戒に関する条例の一部改正)

第六条 山梨県職員の懲戒に関する条例(昭和二十七年山梨県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第四条中「おいては」の下に「、その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の十分の一に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第七条 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山梨県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項」に、「第二十八條の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第三条、第四条第二項及び第十二条第一項第一号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(山梨県職員定数条例の一部改正)

第八条 山梨県職員定数条例(昭和二十八年山梨県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

4 第三条の規定にかかわらず、知事部局職員の定数は、令和五年四月一日から令和十五年三月三十一日までの間は、次のとおりとする。

三、一七七人

5 第六条及び附則第三項の規定にかかわらず、警察職員の定数は、令和五年四月一日から令和十五年三月三十一日までの間は、次のとおりとする。

警察官 一、六九五入

その他の職員 三〇五人

計 二、〇〇〇人

(山梨県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第九条 山梨県職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八条」を「第八条の二」に改める。

第二条第一項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第一項若しくは第二項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号)第五条の規定により採用された者、地方公務員法」を削り、同条第二項中「含む。」の下に「第十条第二項において「勤務日数」という。」を、「十八日」の下に「(一月間の日数(山梨県の休日を含み、算入しない。))が二十日に満たない日数の場合にあつては、十八日から二十日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第十条第二項において「職員みなし日数」という。))」を加え、同条第三項を削る。

第二条の四中「第五条の三」を「第五条の三の二」に改める。

第三条第一項中「給料」を「退職の日におけるその者の給料」に、「給料月額」を「退職日給料月額」に改める。

第四条第一項を次のように改める。

次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 十一年以上二十五年未満の期間勤続し、地方公務員法第二十八条の六第一項の規定により退職した者（同法第二十八条の七第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

二 十一年以上二十五年未満の期間勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

三 十一年以上二十五年未満の期間勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たもの

四 二十五年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たもの

第四条第二項中「（前項）」を「（同項）」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百二十五

二 十一年以上十五年以下の期間については、一年につき百分の百三十七・五

三 十六年以上二十四年以下の期間については、一年につき百分の二百

第五条の見出しを「（二十五年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）」に改め、同条第一項を次のように改める。

次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たもの

二 公務上の傷病又は死亡により退職した者

三 二十五年以上勤続し、地方公務員法第二十八条の六第一項の規定により退職した者（同法第二十八条の七第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

四 二十五年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

五 二十五年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で

あつて任命権者が知事の承認を得たもの

六 二十五年以上勤続し、勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たもの

第五条第二項中「（前項）」を「（同項）」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百五十

二 十一年以上二十五年以下の期間については、一年につき百分の百六十五

三 二十六年以上三十四年以下の期間については、一年につき百分の百八十

四 三十五年以上の期間については、一年につき百分の百五

第五条の二第一項中「退職した者」の下に「（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命（以下「特定任命」という。）により職員となつた後に退職した者を除く。）」を加える。

第五条の三中「十年」を「十五年」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特定任命により職員となつた後に退職した者に関する準用規定）

第五条の三の二 第五条の二の規定は、特定任命により職員となつた後に退職した者について準用する。この場合において、第五条の二の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額」と、同条中「退職した者（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命（以下「特定任命」という。）により職員となつた後に退職した者を除く。）」とあるのは「特定任命（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命をいう。）により職員となつた後に退職した者」と、「給料月額の減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。）とあるのは「俸給月額の減額改定（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第五条の二に規定されている俸給月額の減額改定をいう。）」と、「給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額が減額されたことがある場合（特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなつた場合を含む。）」と、「給料月額のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、同条並びに前

条の表第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替えるものとする。

第六条の二中「第五条の二第一項」の下に「（第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を、「同項第二号ロ」の下に「（第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同

じ。）」を加え、同条第一号中「特定減額前給料月額」の下に「（第五条の三の二において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額（同条の規定により読み替えられた第五条の二に規定する特定減額前俸給月額をいう。）を「には」に加える。」）を加える。

第六条の三の表第六条の二の項中「第五条の二第一項の」を「第五条の二第一項（「に」、「同条」を「第五条の三」に改め、同表第六条の二第一号の項読み替えられた字句の欄中「特定減額前給料月額」の下に「（第五条の三の二において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額（同条の規定により読み替えられた第五条の二に規定する特定減額前俸給月額をいう。）を「には」に加える、同項読み替える字句の欄中「特定減額前給料月額及び」を「特定減額前給料月額（第五条の三の二において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額（同条の規定により読み替えられた第五条の二に規定する特定減額前俸給月額をいう。）を「には」に加える。」）を「には」に改め、同条第二項及び次号において同じ。）及び」に改める。

第六条の五第一項中「第五条の二」の下に「（第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

第十条第二項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が十八日」を「勤務日数が職員みなし日数」に改め、同条第四項中「当該退職後」を「当該退職後」に、「適用する」を「適用し、当該退職の日後に事業（その実施期間が三十日未満のものその他人事委員会規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める職員が人事委員会規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が四年から第一項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第一項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第十一項第五号中「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める。

第十四条の見出し及び同条第一項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第二号及び第三号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第十五条第一項中「にあつては」を「には」に改め、同項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第二号及び第三号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第十七条第一項中「含む。以下この条」を「含む。以下この項から第六項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第二項及び第三項中「にあつては」を

「には」に改め、同条第四項中「禁錮」を「禁錮」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第五項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第二項から附則第二十一項までを削る。

附則第二十二項中「旧専売公社又は旧電信電話公社」を「日本たばこ産業株式会社（昭和五十九年法律第六十九号）附則第十二条第一項の規定による解散前の日本専売公社（以下「旧専売公社」という。）又は日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）附則第四条第一項の規定による解散前の日本電信電話公社（以下「旧電信電話公社」という。）」に改め、同項を附則第二項とする。

附則第二十三項中「たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の下に「（昭和五十九年法律第七十一号）」を、「日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の下に「（昭和五十九年法律第八十七号）」を、「国家公務員等退職手当法」の下に「（昭和二十八年法律第八十二号）」を加え、同項を附則第三項とする。

附則第二十四項中「職員で旧日本国有鉄道」を「職員で日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）附則第二項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第一条の規定により設立された日本国有鉄道（以下「旧日本国有鉄道」という。）」に改め、同項を附則第四項とする。

附則第二十五項を附則第五項とする。

附則第二十六項中「条例第四十五号」を「山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年山梨県条例第四十五号。以下「条例第四十五号」という。）」に、「第五条の三まで」を「第五条の三の二まで及び附則第十五項から第二十八項まで」に、「附則第二十六項」を「附則第六項」に改め、同項を附則第六項とする。

附則第二十七項中「第五条の二」の下に「（第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。）及び附則第十八項」を加え、同項を附則第七項とする。

附則第二十八項中「第五条」の下に「又は附則第十六項」を加え、「附則第二十六項」を「附則第六項」に改め、同項を附則第八項とする。

附則第二十九項中「附則第十一条」を「附則第十三条」に改め、同項を附則第九項とする。

附則第三十項及び第三十一項を削り、附則第三十二項を附則第十項とし、附則第三十三項を附則第十一項とし、附則第三十四項を附則第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13 特定任命により職員となつた後に退職した者の基礎在職期間中に俸給月額の減額

改定（第五条の三の二の規定により読み替えられた第五条の二に規定する俸給月額
の減額改定をいう。）によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合におい
て、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相
当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受
けたことがあるときは、この条例の規定による俸給月額には、当該差額を含まない
ものとする。

附則第三十五項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改
め、同項を附則第十四項とする。
附則に次の十四項を加える。

15 当分の間、第四条第一項の規定は、十一年以上二十五年未満の期間勤続した者で
あつて、六十歳に達した日以後における最初の三月三十一日以後その者の非違によ
ることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第二項
の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この
場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とある
のは、「、第五条又は附則第十五項」と読み替えるものとする。

16 当分の間、第五条第一項の規定は、二十五年以上の期間勤続した者であつて、六
十歳に達した日以後における最初の三月三十一日以後その者の非違によることなく
退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第二項の規定に該
当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合におけ
る第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「、
第五条又は附則第十六項」と読み替えるものとする。

17 前二項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額に
ついては、適用しない。

一 山梨県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年山梨
県条例第四十七号）第一条の規定による改正前の山梨県職員の定年等に関する条
例（昭和五十九年山梨県条例第七号）（以下「旧定年条例」という。）第三条た
だし書に規定する職員に相当する職員

二 山梨県職員の定年等に関する条例第三条第二項に規定する職員

三 給与その他の処遇の状況が前二号に掲げる職員に類する職員として人事委員会
規則で定める職員

18 山梨県職員給与条例附則第八項、山梨県学校職員給与条例附則第八項又は山梨県
警察職員給与条例附則第十項の規定による職員の給料月額の改定（次項及び附則第
二十一項において「給料月額七割措置」という。）は、給料月額の減額改定に該当
しないものとする。

19 当分の間、給料月額七割措置の適用を受けた後に退職した者（地方公務員法第二
十八条の二第四項に規定する他の職への降任等（以下「他の職への降任等」とい
う。）をした後に退職した者及び特定任命により職員となつた後に退職した者を除
く。）については、給料月額七割措置によりその者の給料月額が減額された日（以
下この項及び次項第二号において「七割措置減額日」という。）前に、給料月額の
減額改定以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合におい
て、当該理由が生じた日（次項第一号において「特別特定減額日」という。）の前
日におけるその者の給料月額のうち最も多いもの（以下この項、次項及び附則第二
十二項において「特別特定減額前給料月額」という。）が退職日給料月額よりも多
く、かつ、当該七割措置減額日の前日におけるその者の給料月額（以下この項、次
項及び附則第二十二項において「七割措置前給料月額」という。）が退職日給料月
額より多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、第五条の二の規
定にかかわらず、次項から附則第二十二項までに定める額とする。ただし、特別特
定減額前給料月額が七割措置前給料月額以下である場合は、この限りでない。

20 前項に規定する者に対して支給する退職手当の基本額は、次に掲げる額の合計額
とする。

一 その者が特別特定減額前給料月額（当該特別特定減額前給料月額に係る特別特
定減額日が二以上ある場合は、これらのうち最も遅い日の前日におけるものをい
う。以下この号及び次号口において同じ。）に係る特別特定減額日のうち最も遅
い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、そ
の者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第三条か
ら第六条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

二 七割措置前給料月額に、イに掲げる割合から口に掲げる割合を控除した割合を
乗じて得た額

イ その者が七割措置減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職
したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び七割措置前給料月額を
基礎として、第三条から第六条までの規定により計算した場合の退職手当の基
本額に相当する額の七割措置前給料月額に対する割合

口 前号に掲げる額の特別特定減額前給料月額に対する割合

三 退職日給料月額に、イに掲げる割合から口に掲げる割合を控除した割合を乗じ
て得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が第三条から第六条までの規定により計算
した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額
に対する割合

21 前二項の規定は、他の職への降任等をした後に退職した者について準用する。この場合において、附則第十九項中「給料月額七割措置の適用を受けた後に退職した者（地方公務員法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等（以下「他の職への降任等」という。）をした後に退職した者及び特定任命により職員となつた後に退職した者を除く。）とあるのは「地方公務員法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等（以下「他の職への降任等」という。）をした後に退職した者であつて給料月額七割措置の適用を受けた者」と、「給料月額七割措置により」とあるのは「他の職への降任等により」と、「七割措置減額日」とあるのは「他の職への降任減額日」と、「七割措置前給料月額」とあるのは「他の職への降任前給料月額」と、前項中「七割措置前給料月額」とあるのは「他の職への降任前給料月額」と、「七割措置減額日」とあるのは「他の職への降任減額日」と読み替えるものとする。

22 附則第二十項（前項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により計算した退職手当の基本額が、次の各号に掲げる附則第二十項第二号ロ（前項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超える場合は、附則第二十項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をもつてその者に対して支給する退職手当の基本額とする。

- 一 六十以上 特別特定減額前給料月額に六十を乗じて得た額
- 二 六十未満 次のイ又はロに掲げる附則第二十項第三号ロ（前項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に掲げる割合の区分に応じ当該イ又はロに定める額
- イ 六十以上 特別特定減額前給料月額に附則第二十項第二号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び七割措置前給料月額（前項において読み替えて準用する場合にあつては、他の職への降任前給料月額（同項の規定により読み替えられた附則第十九項に規定する他の職への降任前給料月額をいう。ロにおいて同じ。）に六十から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額
- ロ 六十未満 特別特定減額前給料月額に附則第二十項第二号ロに掲げる割合を乗じて得た額、七割措置前給料月額に附則第二十項第三号ロに掲げる割合から附則第二十項第二号ロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に六十から附則第二十項第三号ロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

23 当分の間、第四条第一項第三号及び第五条第一項第五号に掲げる者に対する第五

条の三、第五条の三の二及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第十七項各号に掲げる職員以外の者（旧定年条例第三条本文の規定の適用を受けていた者であつて同項第二号に掲げる職員に該当する職員を含む。）にあつては六十歳とし、附則第十七項第一号に掲げる職員及び旧定年条例第三条ただし書の規定の適用を受けていた者であつて同項第二号に掲げる職員に該当する職員にあつては六十五歳とし、同項第三号に掲げる職員にあつては人事委員会規則で定める年齢とする。）に達する日」と、第五条の三の表第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第十七項各号に掲げる職員以外の者（旧定年条例第三条本文の規定の適用を受けていた者であつて附則第十七項第二号に掲げる職員に該当する職員を含む。）にあつては六十歳とし、附則第十七項第一号に掲げる職員及び旧定年条例第三条ただし書の規定の適用を受けていた者であつて同項第二号に掲げる職員に該当する職員にあつては六十五歳とし、同項第三号に掲げる職員にあつては人事委員会規則で定める年齢とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき」とする。

24 当分の間、第四条第一項第三号並びに第五条第一項第一号、第二号及び第五号に規定する者に対する第五条の三及び第五条の三の二の規定の適用については、第五条の三本文中「十五年を」とあるのは「十年を」とするほか、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、第五条の三本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十七項各号に掲げる職員以外の者（旧定年条例第三条本文の規定の適用を受けていた者であつて同項第二号に掲げる職員に該当する職員を含む。）	六十歳
附則第十七項第一号に掲げる職員及び同項第二号に掲げる職員（旧定年条例第三条ただし書の規定の適用を受けていた者に限る。）	六十五歳
附則第十七項第三号に掲げる職員	人事委員会規則で定める年齢

25 当分の間、第五条第一項第一号及び第二号に掲げる者であつて前項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第五条の三及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三の表第五第一項の項、第五第一項第一号の項及び第五第一項第二号の項並びに第六第一項の三の表第六第一項、第六第一号の項及び第六第二号の項中「百分の二」とあるのは、「附則第二十四項の表の上欄に掲げる者の区分ごとと同表の下欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に百分の二を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

26 当分の間、第五条第一項第一号及び第二号に掲げる者であつて附則第二十四項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第五条の三、第五条の三の二及び第六第一項の三の規定の適用については、第五条の三の表第五第一項の項、第五第一項第一号の項及び第五第一項第二号の項並びに第六第一項の三の表第六第一項、第六第一号の項及び第六第二号の項中「百分の二」とあるのは、「百分の二を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

27 当分の間、第五条第一項第一号及び第二号に掲げる者であつて、附則第十九項の規定の適用を受ける者が退職したときにおける附則第二十項及び第二十二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第二十項第一号及び特別特定減額前給料月額	並びに特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に百分の二を乗じて得た額の合計額	並びに特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に百分の二を乗じて得た額の合計額
附則第二十項第二号	七割措置前給料月額及び七割措置前給料月額に百分の二を乗じて得た額の合計額	七割措置前給料月額及び七割措置前給料月額に百分の二を乗じて得た額の合計額
附則第二十項第二号	七割措置前給料月額及び七割措置前給料月額に百分の二を乗じて得た額の合計額	七割措置前給料月額及び七割措置前給料月額に百分の二を乗じて得た額の合計額
附則第二十項第二号	七割措置前給料月額及び七割措置前給料月額に百分の二を乗じて得た額の合計額	七割措置前給料月額及び七割措置前給料月額に百分の二を乗じて得た額の合計額

特別特定減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤務期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第三条から第六条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

附則第二十項第三号
退職日給料月額に、
特別特定減額前給料月額
特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に百分の二を乗じて得た額の合計額

附則第二十二項第一号
七割措置前給料月額
七割措置前給料月額及び七割措置前給料月額に百分の二を乗じて得た額の合計額

28 当分の間、第五条第一項第一号及び第二号に掲げる者であつて、附則第二十一項の規定の適用を受ける者が退職したときにおける附則第二十項から第二十二項までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第二十項第一号	及び特別特定減額前給料月額	並びに特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に百分の二を乗じて得た額の合計額

附則第二十項第二号口	前号に掲げる額	その者が特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第三条から第六条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
附則第二十項第三号	退職日給料月額に、 前項中「七割措置前給料月額」とあるのは「他の職への降任前給料月額及び他の降任前給料月額に百分の二を乗じて得た額の合計額」	退職日給料月額及び退職日給料月額に百分の二を乗じて得た額の合計額に、 前項中「七割措置前給料月額」とあるのは「他の職への降任前給料月額及び他の職への降任前給料月額に百分の二を乗じて得た額の合計額」
附則第二十一項	特別特定減額前給料月額	特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に百分の二を乗じて得た額の合計額
附則第二十二項第二号イ	他の職への降任前給料月額（ 七割措置前給料月額）	他の職への降任前給料月額及び他の職への降任前給料月額に百分の二を乗じて得た額の合計額（ 七割措置前給料月額）
附則第二十二項第二号ロ	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に百分の二を乗じて得た額の合計額

附則別表を削る。

（山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部改正）
第十条 山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例（昭和二十九年山梨県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項」に、「第二十八條の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第三条第三項、第四条、第五条第二項及び第十三条第一項第一号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（山梨県警察職員給与条例の一部改正）

第十一条 山梨県警察職員給与条例（昭和二十九年山梨県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第八条の六及び第八条の七を次のように改める。

（定年前再任用短時間勤務職員の給料月額）

第八条の六 法第二十二條の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第七条の二第二項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第二条第三項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第八条の七 削除

第十六条第一項第一号及び第二号中「以下」の下に「この条において」を加え、同条第二項第一号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に、「運賃等相当額」を「この号及び第四項において「運賃等相当額」に改め、同号ただし書中「得た額（以下）を「得た額（以下この号において）」に、「その者」を「当該職員」に改め、同項第二号及び第三号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第四号中「及び第三号」を「及び第二号」に改め、同条第四項中「以下」を「第一号及び次項において」に、「第二項第一号に定める額」を「運賃等相当額」に改め、同項第一号中「その者」を「当該職員」に改める。

第二十三條第一項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第二項中「同条例」を「勤務時間条例」に、「第四条」を「第四条第一項」に改め、同条第三項及び第四項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第五項中「の勤務（」を「に勤務（」に改め、「（第三項の規定により読み替えて適用する

場合を含む。)を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第六項中「場合は」を「場合には」に改める。

第二十七条中「並びに附則第十項及び第十一項第一号」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「除した」を「除して得た」に改める。

第三十条第一項中「第三十一条」を「第三十一条第二項各号」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第二項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第三十一条第一項中「この条」を「この項から第三項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第二項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第三十一条の二第二項中「第十三条」を「第八条、第八条の四、第十二条、第十三条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第三項中「取扱」を「取扱い」に、「従前」を「従前」に、「但し、その者」を「ただし、当該未帰還職員」に改める。

附則第七項中「にあつては」を「には」に改める。
附則に次の十二項を加える。

10 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日(附則第十三項及び第十五項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第七条の二第二項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第八条、第八条の四第二項及び第三項並びに第十二条の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)とする。

11 育児短時間勤務職員等に対する前項の規定の適用については、同項中「とす」とあるのは、「」に、第八条の五に規定する算出率を乗じて得た額とする」とする。

12 前二項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

二 山梨県職員の定年等に関する条例(昭和五十九年山梨県条例第七号)第九条第一項又は第二項の規定により法第二十八条の二第一項に規定する異動期間(同条例第九条第一項又は第二項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第六条に規定する職を占める職員

三 山梨県職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員

13 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第十七項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第十項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第十項の規定により当該職員が受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

14 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第七条の二第二項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額」と特定日給料月額」とあるのは、「第七条の二第二項の規定により当該職員が受ける職務の級における最高の号給の給料月額」と当該職員が受ける給料月額」とする。

15 警察法第五十六条の四第一項の規定による任命により職員となつた者のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条に規定する公安職俸給表に定められる俸給月額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。)に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第十項の規定により当該職員が受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

16 附則第十四項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、附則第十四項中「前項」とあるのは「附則第十五項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。

17 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第十項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第十三項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分

の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、同項及び附則第十四項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

18 附則第十三項、第十五項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第十項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第十三項から前項までの規定に準じて算出した額を給料として支給する。

19 附則第十三項、第十五項又は前二項の規定による給料を支給される職員に対する第三十条第四項（第三十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第三十条第四項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第十三項、第十五項、第十七項又は第十八項の規定による給料の額との合計額」とする。

20 附則第九項の規定にかかわらず、当分の間、附則第十項及び第十一項の規定により職員が受ける給料月額並びに附則第十三項、第十五項、第十七項及び第十八項の規定により支給する給料の額は、これらの規定により算出された給料月額及び給料の額に、それぞれ当該給料月額及び当該給料の額に百分の〇・七五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額を加算した額とする。

21 附則第十項から前項までに定めるもののほか、附則第十項の規定による給料月額、附則第十三項の規定による給料その他附則第十項から前項までの規定の施行に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第一再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額									
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500	

(山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)
第十二条 山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年山梨県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二十八条の五第一項」を「第二十八条の四第一項」に改める。
附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(教職調整額の特例)

2 山梨県学校職員給与条例附則第十一項、第十三項又は第十四項の規定による給料を支給される教育職員に対する第三条第一項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と山梨県学校職員給与条例附則第十一項、第十三項又は第十四項の規定による給料の額との合計額」とする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第十三条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和三十二年山梨県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 山梨県職員の定年等に関する条例第九条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(山梨県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第十四条 山梨県職員の育児休業等に関する条例(平成四年山梨県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 山梨県職員の定年等に関する条例第九条又は山梨県費負担教職員の定年等に関する条例第九条の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。第十条第三号において同じ。)を延長された管理監督職を占める職員

第十条に次の一号を加える。

三 山梨県職員の定年等に関する条例第九条又は山梨県費負担教職員の定年等に関する条例第九条の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員
第十九条第二号中「第二十八条の五第一項」を「第二十八条の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十条第一項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
(公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第十五条 公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例(平成十三年山梨県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。
四 山梨県職員の定年等に関する条例第九条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。第十一条第四号において同じ。)を延長された管理監督職を占める職員

第十一条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 山梨県職員の定年等に関する条例第九条の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員

(山梨県教育委員会職員等定数条例の一部改正)

第十六条 山梨県教育委員会職員等定数条例(平成十四年山梨県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(令和五年四月一日から令和十五年三月三十一日までの間における特例)

2 第二条第一号の規定にかかわらず、県教育委員会の事務局及び県立学校以外の教育機関の職員の定数は、令和五年四月一日から令和十五年三月三十一日までの間は、次のとおりとする。

三〇五人

(山梨県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第十七条 山梨県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十八条の五第一項」を「第二十八条の四第一項」に改める。

(山梨県職員の留学費用の償還に関する条例の一部改正)

第十八条 山梨県職員の留学費用の償還に関する条例(平成十九年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項」に、「第二十八条の三第一項」を「第二十八条の七第一項」に改める。

(山梨県職員の再任用に関する条例及び山梨県費負担教職員の再任用に関する条例の廃止)

第十九条 次に掲げる条例は、廃止する。

一 山梨県職員の再任用に関する条例(平成十二年山梨県条例第二号)

二 山梨県費負担教職員の再任用に関する条例(平成十二年山梨県条例第二十八号)

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第九条中山梨県職員の退職手当に関する条例第二条第二項の改正規定、第十条の改正規定、附則第二十九項の改正規定（「附則第十一条」を「附則第十三条」に改める部分に限る。）及び附則第三十五項の改正規定（「平成三十四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める部分に限る。）並びに附則第十一条、附則第二十一条及び附則第二十六条の規定は、公布の日から施行する。

（山梨県職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置）

第二条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第一条の規定による改正前の山梨県職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第四条第一項又は第二項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。）について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第一条の規定による改正後の山梨県職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第四条第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第二条に規定する定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新定年条例定年（新定年条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第三条に規定する定年）を超える職（基準日における新定年条例定年が新定年条例第三条第一項に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に新定年条例第四条第一項若しくは第二項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第三条第五項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第三条に規定する定年）に達している職員（当該人事委員会規則で定める職にあつ

ては、人事委員会規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新定年条例第四条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による勤務について準用する。

（山梨県職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第三条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日（以下「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年（旧定年条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第一項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日前に旧定年条例第二条の規定により退職した者

二 旧定年条例第四条第一項若しくは第二項、令和三年改正法附則第三条第五項又は前条第一項の規定により勤務した後退職した者

三 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者（前二号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者

四 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者（前三号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和三年改正法による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。附則第十三条第一項において同じ。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第一項若しくは第二項、附則第五条第一項若しくは第二項又は附則第六条第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。次項第六号において同じ。）をされたことがある者

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日以後に新定年条例第二条の規定により退職した者

二 施行日以後に新定年条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者

三 施行日以後に新定年条例第十二条の規定により採用された者のうち、令和三年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第二十二条の四第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者

四 施行日以後に新定年条例第十三条第一項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第二十二条の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二条の四第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者

五 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者

六 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前二項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、一年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前二項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第一項若しくは第二項、次条第一項若しくは第二項、附則第五条第一項若しくは第二項又は附則第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項、附則第二十二條第二項、附則第二十四條並びに附則第二十九條において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第四条 任命権者は、前条第一項の規定によるほか、組合（県が加入する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四條第一項に規定する一部事務組合又は広域連合をいう。以下同じ。）における前条第一項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、前条第二項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達し

ている者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前二項の場合においては、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

第五条 任命権者は、新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定にかかわらず、附則第三条第一項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第十二条に規定する短時間勤務の職をいう。以下この条、附則第六条、附則第八条から第十条まで、附則第二十二條第二項、附則第二十四條及び附則第二十九條において同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第一項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定にかかわらず、附則第三条第二項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。次条第二項及び附則第十条において同じ。）に達している者（新定年条例第十二条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前二項の場合においては、附則第三条第三項から第五項までの規定を準用する。

第六条 任命権者は、前条第一項の規定によるほか、新地方公務員法第二十二条の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定にかかわらず、組合における附則第三条第一項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報

に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、前条第二項の規定によるほか、新地方公務員法第二十二條の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、組合における附則第三條第二項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（新定年条例第十三條第一項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前二項の場合においては、附則第三條第三項から第五項までの規定を準用する。
（県費負担教職員以外の職員に係る令和三年改正法附則第八條第三項の条例で定める職及び年齢）

第七條 県費負担教職員（山梨県県費負担教職員の定年等に関する条例第一条に規定する県費負担教職員をいう。以下同じ。）以外の職員に係る令和三年改正法附則第八條第三項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

一 施行日以後に新たに設置された職

二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 県費負担教職員以外の職員に係る令和三年改正法附則第八條第三項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第三條に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（県費負担教職員以外の職員に係る令和三年改正法附則第八條第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める職及び年齢）

第八條 県費負担教職員以外の職員に係る令和三年改正法附則第四條から第七條までの規定が適用される場合における令和三年改正法附則第八條第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

一 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 県費負担教職員以外の職員に係る令和三年改正法附則第四條から第七條までの規定が適用される場合における令和三年改正法附則第八條第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているもの

としたときにおける旧定年条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。
（県費負担教職員以外の職員に係る令和三年改正法附則第八條第五項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

第九條 県費負担教職員以外の職員に係る令和三年改正法附則第八條第五項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第三條から第六條までの規定が適用される間における各年の四月一日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

一 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 県費負担教職員以外の職員に係る令和三年改正法附則第八條第五項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

3 県費負担教職員以外の職員に係る令和三年改正法附則第八條第五項の条例で定める職員は、第一項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

（山梨県職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第十條 任命権者は、基準日（令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第三條第一項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第十二條に規定する年齢六十一年以上退職者となつた者（基準日前から新定年条例第四條第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める者）を、新定年条例第十二條又は第十三條第一項の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第十二條又は第十三條第一項の規定により採用された職員（以

下記の条及び附則第二十二條において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（県費負担教職員以外の職員に係る令和三年改正法附則第二條第三項に規定する条例で定める年齢）

第十一條 県費負担教職員以外の職員に係る令和三年改正法附則第二條第三項に規定する条例で定める年齢は、年齢六十年とする。

（山梨県県費負担教職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置）

第十二條 任命権者は、施行日前に第二條の規定による改正前の山梨県県費負担教職員の定年等に関する条例（以下「旧教職員定年条例」という。）第四條第一項又は第二項の規定により勤務することとされ、かつ、旧教職員定年条例勤務延長期限（同条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限をいう。以下この項において「旧教職員定年条例勤務延長期間」という。）について、旧教職員定年条例勤務延長期間又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第二條の規定による改正後の山梨県県費負担教職員の定年等に関する条例（以下「新教職員定年条例」という。）第四條第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧教職員定年条例勤務延長期間費負担教職員に係る旧教職員定年条例第二條に規定する定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新教職員定年条例定年（新教職員定年条例第三條に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新教職員定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧教職員定年条例第三條に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に新教職員定年条例第四條第一項若しくは第二項の規定、令和三年改正法附則第三條第五項又は前項の規定により勤務している県費負担教職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新教職員定年条例定年（基準日が施行日である場

合には、施行日の前日における旧教職員定年条例第三條に規定する定年）に達している県費負担教職員（当該人事委員会規則で定める職にあつては、人事委員会規則で定める県費負担教職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新教職員定年条例第四條第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による勤務について準用する。

（山梨県県費負担教職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第十三條 任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧教職員定年条例定年（旧教職員定年条例第三條に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧教職員定年条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第一項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日前に旧教職員定年条例第二條の規定により退職した者

二 旧教職員定年条例第四條第一項若しくは第二項、令和三年改正法附則第三條第五項又は前条第一項の規定により勤務した後退職した者

三 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者（前二号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者

四 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者（前三号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第一項若しくは第二項、附則第十五條第一項若しくは第二項又は附則第十六條第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。次項第六号において同じ。）をされたことがある者

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新教職員定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日以後に新教職員定年条例第二條の規定により退職した者

二 施行日以後に新教職員定年条例第四條第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者

三 施行日以後に新教職員定年条例第十二條の規定により採用された者のうち、新地

方公務員法第二十二條の四第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者
四 施行日以後に新教職員定年条例第十三条第一項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第二十二條の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二條の四第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者

五 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者
六 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前二項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、一年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前二項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならぬ。

4 暫定再任用職員（第一項若しくは第二項、次条第一項若しくは第二項、附則第十五条第一項若しくは第二項又は附則第十六条第一項若しくは第二項の規定により採用された県費負担教職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第十四条 任命権者は、前条第一項の規定によるほか、組合における前条第一項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧教職員定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、前条第二項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新教職員定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前二項の場合においては、前条第三項から第五項までの規定を準用する。
第十五条 任命権者は、新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、附則第十三条第一項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者

であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新教職員定年条例第十二条に規定する短時間勤務の職をいう。以下この条、附則第十六条及び附則第十八条から第二十条までにおいて同じ。）に係る旧教職員定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める県費負担教職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧教職員定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める県費負担教職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧教職員定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第一項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、附則第十三条第二項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新教職員定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める県費負担教職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新教職員定年条例定年をいう。次条第二項及び附則第二十条において同じ。）に達している者（新教職員定年条例第十二條の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前二項の場合においては、附則第十三条第三項から第五項までの規定を準用する。
第十六条 任命権者は、前条第一項の規定によるほか、新地方公務員法第二十二條の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、組合における附則第十三条第一項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧教職員定年条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、前条第二項の規定によるほか、新地方公務員法第二十二條の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、組合における附則第十三条第二項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする

短時間勤務の職に係る新教職員定年条例定年相当年齢に達している者（新教職員定年条例第十三条第一項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前二項の場合においては、附則第十三条第三項から第五項までの規定を準用する。

（県費負担教職員に係る令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める職及び年齢）

第十七条 県費負担教職員に係る令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

一 施行日以後に新たに設置された職

二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 県費負担教職員に係る令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧教職員定年条例第三条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（県費負担教職員に係る令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める職及び年齢）

第十八条 県費負担教職員に係る令和三年改正法附則第四条から第七条までの規定が適用される場合における令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

一 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 県費負担教職員に係る令和三年改正法附則第四条から第七条までの規定が適用される場合における令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める県費負担教職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧教職員定年条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

（県費負担教職員に係る令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

第十九条 県費負担教職員に係る令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第十三条から第十六条までの規定が適用される間における各年の四月一日（施行日を除く。）をいう。以下この条におい

て同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新教職員定年条例定年が基準日の前日における新教職員定年条例定年を超える職とする。

一 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 県費負担教職員に係る令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新教職員定年条例定年に達している者とする。

3 県費負担教職員に係る令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職員は、第一項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新教職員定年条例定年に達している県費負担教職員とする。

（山梨県県費負担教職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務県費負担教職員に関する経過措置）

第二十条 任命権者は、基準日（令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新教職員定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新教職員定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新教職員定年条例定年相当年齢が新教職員定年条例第三条第一項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新教職員定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新教職員定年条例第十二条に規定する年齢六十年以上退職者となった者（基準日前から新教職員定年条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新教職員定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新教職員定年条例定年相当年齢に達している者（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める者）を、新教職員定年条例第十二条又は第十三条第一項の規定により採用することができず、新教職員定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新教職員定年条例第十二条又は第十三条第一項の規定により採用された県費負担教職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務県費負担教職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新教職員定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新教職員定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務県費負担教職員（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務県費負担教職員）を、昇任し、降任し、

又は転任することができない。

(県費負担教職員に係る令和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例で定める年齢)

第二十一条 県費負担教職員に係る令和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例で定める年齢は、年齢六十年とする。

(山梨県職員給与条例の一部改正に伴う経過措置)

第二十二条 第三条の規定による改正後の山梨県職員給与条例(以下「新職員給与条例」という。)附則第八項から第十七項までの規定は、令和三年改正法附則第三条第五項又は第六項の規定により勤務している職員には適用しない。

2 暫定再任用職員(短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。)を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される山梨県職員給与条例第六条各号に掲げる給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第七条の二第二項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、同条例第八条の六各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる数を乗じて得た額とする」とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される山梨県職員給与条例第六条に掲げる給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第七条の二第二項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額に、新職員給与条例第八条の七各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる数を乗じて得た額とする。

5 当分の間、暫定再任用職員に対する山梨県職員給与条例第六条各号(第二号イを除く。)に掲げる給料表の適用については、これらの表に定める給料月額は、給料月額に、当該給料月額に百分の〇・七五を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額を加算した額とする。

6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新職員給与条例第十五条第二項及び第三項、第二十六条第三項及び第四項並びに第三十条の規定を適用する。

7 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新職員給与条例第三十二条第二項の規定を適用する。

8 新職員給与条例第三十三条第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額と同条第二項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び山梨県職員(定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年山梨県条例第四十七号)附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員(次号において「暫定再任用職員」という。))と、同項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

9 山梨県職員給与条例第八条、第八条の四、第八条の五、第十二条から第十四条まで、第十四条の三から第十四条の五まで、第十九条、第二十五条及び第二十五条の二の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

10 第二項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(山梨県学校職員給与条例の一部改正に伴う経過措置)

第二十三条 第四条の規定による改正後の山梨県学校職員給与条例(以下「新学校職員給与条例」という。)附則第八項から第十七項までの規定は、令和三年改正法附則第三条第五項又は第六項の規定により勤務している教育職員には適用しない。

2 暫定再任用職員(附則第三条第四項及び附則第十三条第四項に規定する暫定再任用職員をいう。以下この条、附則第二十五条、附則第二十七条及び附則第二十八条において同じ。)(短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。)を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される山梨県学校職員給与条例第五条各号に掲げる給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第五条の三第二項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、同条例第八条の二各号に掲げる教育職員の区分に応じて、当該各号に掲げる数を乗じて得た額とする」とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される山梨県学校職員給与条例第五条各号に掲げる給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第五条の三第二項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額に、新学校職員給与条例第八条の三各号に掲げる教育職員の区分に応じ、当

該各号に掲げる数を乗じて得た額とする。

5 当分の間、暫定再任用職員に対する山梨県学校職員給与条例第五条各号に掲げる給料表の適用については、これらの表に定める給料月額を、給料月額に、当該給料月額に百分の〇・七五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額を加算した額とする。

6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新学校職員給与条例第十四条第二項及び第三項、第十六条の六第一項、第十六条の七第一項並びに第十九条の規定を適用する。

7 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新学校職員給与条例第二十二條第三項の規定を適用する。

8 新学校職員給与条例第二十二條の四第一項の教育職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第二項各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び山梨県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年山梨県条例第四十七号）附則第三条第四項及び第十三条第四項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）と、同項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

9 山梨県学校職員給与条例第六条、第七条の四、第八条、第十一条の三から第十三条まで、第十三条の三、第十五条及び第十六条の二から第十六条の五までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。

10 第二項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条 暫定再任用職員で短時間勤務の職を占めるものは、第七条の規定による改正後の山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（以下この条において「新勤務時間条例」という。）第二条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

（山梨県職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条 暫定再任用職員に対する第九条の規定による改正後の山梨県職員の退職手当に関する条例（以下「新退職手当条例」という。）第二条第一項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（山梨県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年山梨県条例第四十七号）附則第三条第一項若しくは第二項、附則第四条第一項若しくは第二項、附則第五条第一項若

しくは第二項又は附則第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員及び同条例附則第十三条第一項若しくは第二項、附則第十四条第一項若しくは第二項、附則第十五条第一項若しくは第二項又は附則第十六条第一項若しくは第二項の規定により採用された県費負担教職員を除く。以下「職員」という。）とする。

第二十六条 新退職手当条例第十条第四項の規定は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の人事委員会規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

第二十七条 暫定再任用職員は、地方公務員法第二十二條の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新退職手当条例の規定を適用する。

（山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条 暫定再任用職員で附則第五条第一項又は附則第十五条第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第十条の規定による改正後の山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例（以下この条において「新学校職員勤務時間条例」という。）第二条第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新学校職員勤務時間条例の規定を適用する。

（山梨県警察職員給与条例の一部改正に伴う経過措置）

第二十九条 第十一条の規定による改正後の山梨県警察職員給与条例（以下「新警察職員給与条例」という。）附則第十項から第二十一項までの規定は、令和三年改正法附則第三条第五項又は第六項の規定により勤務している職員には適用しない。

2 暫定再任用職員（短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される山梨県警察職員給与条例第六条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第七条の二第二項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、同条例第八条の五に規定する算出率を乗じて得た額とする」とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される山梨県警察職員給与条例第六条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第七条の二第二項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額に、山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第二条第三項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間数を同条第一項に規定する

勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

5 当分の間、暫定再任用職員に対する山梨県警察職員給与条例第六条に規定する給料表の適用については、これらの表に定める給料月額を、給料月額に、当該給料月額に百分の〇・七五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額を加算した額とする。

6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新警察職員給与条例第十六条第二項及び第三項、第二十三条第三項及び第四項並びに第二十七条の規定を適用する。

7 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新警察職員給与条例第三十条第二項の規定を適用する。

8 新警察職員給与条例第三十一条第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第二項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び山梨県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年山梨県条例第四十七号）附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

9 山梨県警察職員給与条例第八条、第八条の四、第十二条、第十三条から第十五条まで、第十五条の三、第二十条、第二十二條及び第二十二條の二の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

10 第二項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（山梨県職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第三十条 附則第五条第一項若しくは第二項又は附則第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員及び附則第十五条第一項若しくは第二項又は附則第十六条第一項若しくは第二項の規定により採用された県費負担教職員は、第十四条の規定による改正後の山梨県職員の育児休業等に関する条例第十九条第二号に規定する定年前再任用短時間勤務の職を占める職員とみなす。

（山梨県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第三十一条 附則第五条第一項若しくは第二項又は附則第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員及び附則第十五条第一項若しくは第二項又は附則第十六条第一項若しくは第二項の規定により採用された県費負担教職員は、第十七条の規定による改正後の山梨県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第三条に規定する短

時間勤務の職を占める職員とみなす。

（山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第三十二条 山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年山梨県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「適用日以後に新条例」を「適用日以後に山梨県職員の退職手当に関する条例」に改め、「第五条まで」の下に「又は附則第十五項若しくは第十六項」を加え、「新条例第三条から第五条の三まで」を「同条例第三条から第五条の三の二まで及び附則第十五項から第二十八項まで」に改める。

附則第六項中「適用日以後に新条例」を「適用日以後に山梨県職員の退職手当に関する条例」に、「新条例第五条の二」を「同条例第五条の二（同条例第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。）及び附則第十八項」に改める。

附則第七項中「新条例第五条」を「山梨県職員の退職手当に関する条例第五条又は附則第十六項」に改める。

附則第八項中「新条例」を「山梨県職員の退職手当に関する条例」に、「第五条の三」を「第五条の三の二」に改める。

附則第十四項中「その者に対する新条例」を「その者に対する山梨県職員の退職手当に関する条例」に、「新条例第二条の四から第五条の三まで」を「同条例第二条の四から第五条の三の二まで」に改め、同項第一号中「新条例第二条の四から第五条の三まで」を「山梨県職員の退職手当に関する条例第二条の四から第五条の三の二まで」に改める。

（山梨県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第三十三条 山梨県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成十五年山梨県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「附則第二十六項」を「附則第六項」に改める。

（山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第三十四条 山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年山梨県条例第九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「第五条の三」を「第五条の三の二」に、「附則第二十六項から第二十八項まで」を「附則第六項から第八項まで」に改める。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番